

下呂市高等学校等通学費補助Q & A

Q1: 保護者が両親以外である場合に、申請者になることはできますか？

A1: 原則、市内に在住する親権者である父親又は母親を申請者としてください。

ただし、親権者が両親以外である場合は、当該親権者を保護者として申請者とし、親権者がいない場合は扶養義務のある未成年後見人を、親権者も扶養義務のある未成年後見人もいない場合は主たる生計維持者を申請者としてください。

なお、いずれの場合も市内に在住する者であることが条件となります。

Q2: 市外で下宿して通学する高校生も対象になりますか？

A2: 申請者である保護者が下呂市内に在住して、高校生が市外で下宿しながら通学している場合は、通学費補助の対象にはなりません。高校生が住民登録を市内に置いていても、市内に居住実態がないと認められる場合は同様に通学費補助の対象にはなりません。

Q3: 市内で下宿して通学する高校生も対象になりますか？

A3: 申請者である保護者が下呂市外に在住して、高校生が市内で下宿しながら通学している場合は、通学費補助の対象にはなりません。高校生が住民登録を下呂市内に置いて居住していても、保護者が市内に居住実態がない場合は通学費補助の対象にはなりません。

Q4: 補助金の申請はいつまでにする必要がありますか？

A4: 補助金は通学する年度内に必ず申請してください。申請がないと補助金を交付しません。

補助対象となる期間は、申請日が属する年度の4月1日から翌年の3月31日までのうち、通学定期券の有効期間です。

なお、事務手続き上、当該年度の申請の締め切りは2月28日とします。

Q5: 補助金の申請はどのように行いますか？

A5: 申請はオンラインで行います。

市では申請書を審査したのちに、適当と認めるときは、市に登録のある申請者の口座に振り込みます。なお、補助金の支給をもって補助金の決定に係る通知に代えるものとします。

Q6: 補助金の請求はどのようにするのですか？

A6: 補助金の請求は、補助金申請書兼請求書とするため、改めて請求書を提出する必要はありません。

市では申請書を審査したのちに、適当と認めるときは、市に登録のある申請者の口座に振り込みます。なお、補助金の支給をもって補助金の決定に係る通知に代えるものとします。

Q7: 申請してから補助金が支給されるまでの時間はどれくらいですか？

A7: オンラインでの申請を受け付けてから内容を審査します。申請受付後、約1か月から2ヶ月で交付を行います。（申請件数が集中する場合は審査に時間を要します。）

申請書に不備がある場合や、申請内容に確認が必要な場合はお時間をいただく可能性があります。

Q8: 補助金はどうやって受け取りますか？

A8: 申請者があらかじめ登録した口座に補助金を振り込みます。

Q9: 補助金を受け取るにはどうしたらいいですか？

A9: 申請者を認証するための x ID、補助金を振り込む口座の登録が必要です。

Q10: 申請書は紙で提出できませんか？

A10: 申請は全てオンラインで行います。紙の申請書による申請は原則できません。

Q11: 補助金の申請は年何回までできますか？

A11: 通学定期券の有効期間に関わらず、補助金を申請できるのは年間2回までとします。

Q12: 高校に在学していることはどのように証明しますか？

A12: オンライン申請にあたり、学生証の写真をデータで添付してください。

学生証の写真では、高校生の氏名、学校名、学年、在籍の年度がわかることが必要です。

Q13: 通学定期券の購入はどのように証明しますか？

A13: オンライン申請にあたり、通学定期券の写真をデータで添付してください。

通学定期券の写真では、使用者氏名、使用区間、使用期間、購入金額がわかることが必要です。

Q14: 通学定期券に購入金額が明記されていない場合はどうしたらよいですか？

A14: 通学定期券に購入金額が明記されていなければ、購入時の領収書等の写真も添付してください。

Q15: 年度途中で新しい通学定期券を購入する際に古い定期券の返却を求められます。どうしたらよいですか？

A15: 通学定期券を購入したときに必ず写真を撮るか、コピーして保管してください。

年度後半の通学定期券の購入にあたり、年度前半に使用していた定期券をすでに返却して写真やコピーがない場合には、使用者氏名・使用区間・使用期間と購入金額がわかる領収書の写真を添付してください。

Q16: 年度前半の通学定期券や領収書の写真・コピーがありません。どうしたらよいですか？

A16: 交通事業者に領収書の再発行を依頼されても、システム上対応できない場合もあります。

そのときは、お手元にある半年間の通学定期券の購入費について申請してください。また、1年間の通学定期券の購入費を証明するものがない場合は、一律5千円の補助を申請することができます。

Q17: 通学にあたり定期券を購入しない場合の写真はどうしますか？

A17: 通学にあたり定期券を購入しない方には、一律5千円の補助を支給します。その場合は学生証の写真データだけを添付してください。

Q18:通学定期券の期間が6か月ですが、1年分の補助金をどのように申請しますか？

A18:有効期間が6か月の通学定期券を購入する場合は、4月に購入する通学定期券と、10月に購入する通学定期券の購入費をまとめて10月以降に申請します。

また、半年ごとに通学定期券を購入する場合に、4月の購入分を4月以降に、10月の購入分を10月以降に、2回にわけて申請することもできます。

Q19:通学定期券の期間が3か月や1か月でも補助金は申請できますか？

A19:通学定期券の有効期間に関わらず、連続する期間の定期券をまとめて申請することができます。

ただし、割引率が高い6か月定期券などの購入金額に換算したうえで積算し補助金額を決定します。

Q20:申請する回数によって補助金の額は変わりますか？

A20:1年分の通学定期券を1回にまとめて申請する場合の補助金は、購入費から自己負担額として市内通学4万円、市外通学8万円を控除した差額相当分(千円未満切り捨て)です。

通学定期券を2回にわけて申請する場合の1回あたりの補助金は、購入費から自己負担額として市内通学2万円、市外通学4万円を控除した差額相当分(千円未満切り捨て)です。

ただし、割引率の最も高い定期券代金に換算したうえで積算し補助金を支給します。

Q21:通学定期券の半年分だけ補助金を申請することはできますか？

A21:通学定期券の半年分だけを申請することは可能です。この場合は、購入費から自己負担額として市内通学2万円、市外通学4万円を控除した差額相当分(千円未満切り捨て)を補助します。

ただし、割引率の最も高い定期券代金に換算したうえで積算し補助金を支給します。

Q22:通学定期券の3か月や1か月分だけ補助金を申請することはできますか？

A22:通学定期券の半年分に満たない期間だけを申請する場合は、購入費から自己負担額として、市内通学2万円、市外通学4万円を控除した差額相当分(千円未満切り捨て)を補助します。

その期間の購入費が補助対象額に満たない場合は、一律5千円を補助します。

通学定期券を年間を通じて、1か月定期を複数付き購入する場合は、定期券、領収書をコピーして保管し、購入額が補助対象額を超えてからまとめて申請されることをお勧めします。

Q23:補助対象となる通学定期券は具体的にどの定期券ですか？

A23:列車通学の場合は、JRが発行する「通学定期券」が対象となります。

バス通学の場合は、濃飛バスが発行する「年間特約定期券」、げろバス及びデマンドバスについては「通学用定期券」が対象となります。

Q24:益田清風高校の通学で補助対象となる通学定期券の区間はどこまでですか？

A24:岐阜県立益田清風高等学校に通学する場合は、市内の駅・バス停等から飛騨萩原駅・下呂駅までのJR・濃飛バス・げろバス等が対象となります。

バスと列車通学であれば、最寄りのバス停から市内の駅までのバス定期券、市内の駅から飛騨萩原駅までのJR通学定期券を対象とします。また、バス通学の場合は、市内のバス停等から飛騨萩原駅前バス停又は萩原駅下バス停までのバス通学定期券を対象とします。列車通学であれば、市内の駅から飛騨萩

原駅までの JR 通学定期券を対象とします。

なお、デマンドバスについては、令和7年度からデマンドバス通学定期券を設けます。

Q25: げろバス路線を乗り継いで益田清風高校に通学する場合の通学定期は対象になりますか？

A25: 岐阜県立益田清風高等学校に通学するために、市内のバス停からげろバス路線を乗り継いで萩原駅前バス停まで通して発行された通学定期券の区間は補助の対象とします。

Q26: げろバス路線とJR・濃飛バスを乗り継いで益田清風高校に通学する場合は対象になりますか？

A26: 岐阜県立益田清風高等学校に通学するために、中原地区からげろバスで焼石駅又は下呂駅に行き、JR又は濃飛バスに乗り継ぐ場合の通学定期券の区間は補助の対象とします。

ただし、飛騨萩原駅までの直通バスがある路線(竹原・上原)については、並行するJR・バスへの途中乗り換えをする場合は、最も安い直通バスの料金の補助額を算定し支給します。

Q27: 部活動等の理由で、飛騨萩原駅行きの直通バスに乗らない場合は乗り換えも対象にできますか？

A27: 岐阜県立益田清風高等学校への通学にあたり、帰宅時間が合わない等の理由で竹原地区又は上原地区から飛騨萩原駅までの直通バスを使わない場合でも、並行するJR・バス等への途中乗り換えをする場合は、最も安い直通バスの料金の補助額を算定し支給します。

Q28: 下呂特別支援学校高等部の通学で補助対象となる通学定期券の区間はどこまでですか？

A28: 岐阜県立下呂特別支援学校高等部に通学する場合は、列車通学であれば、市内の駅から下呂駅までのJR通学定期券を対象とします。

また、バス通学で福祉パスポートを利用する場合は、一律5千円を補助します。

Q29: 高山西高校の通学で補助対象となる通学定期券の区間はどこまでですか？

A29: 高山西高等学校にバス通学する場合は、市内のバス停から高山西高校バス停までのバス通学定期券を対象とします。

Q30: 高山市にある高校への通学で補助対象となる通学定期券の区間はどこまでですか？

A30: 高山市にある高校に通学する場合は、列車通学であれば、市内の駅から高山駅までのJR通学定期券を対象とします。また、バス通学の場合は、市内のバス停から高山バスセンターまでのバス通学定期券を対象とします。

Q31: 美濃加茂高校の通学で補助対象となる通学定期券の区間はどこまでですか？

A31: 美濃加茂高等学校に通学する場合は、市内の駅から古井駅までのJR通学定期券を対象とします。市内のバス停から市内の駅までの通学定期券は補助の対象外となります。

Q32: 美濃加茂市にある高校の通学で補助対象となる通学定期券の区間はどこまでですか？

A32: 美濃加茂市にある高校に通学する場合は、市内の駅から美濃太田駅までのJR通学定期券を対象とします。市内のバス停から市内の駅までの通学定期券は補助の対象外となります。

Q33: 高山駅又は美濃太田駅よりも遠い駅まで通学に使う場合はどうなりますか？

A33: 市外の高校にJRで通学する場合に対象となる区間は、市内の駅から高山駅又は美濃太田駅までの区間です。同駅以遠の区間は対象にはなりません。

Q34: 高山駅又は美濃太田駅から別の鉄道路線やバスに乗り換える場合は併用して申請できますか？

A34: 市外の高校に通学するために、高山駅からバスに乗り換える場合、美濃太田駅から太多線又は長良川鉄道又はバスに乗り換える場合は、乗り換えた先の区間は対象になりません。

Q35: 益田清風高校に通学するために、自宅の近くから市内の駅等まで乗り継ぎで利用するデマンドバス又はげろバスと、JR等の通学定期券を併用して申請できますか？

A35: 益田清風高校に通学する場合は、自宅や最寄りのバス停等から市内の駅で乗り換えるためのデマンドバスやげろバスの通学定期券の区間もJR等の通学定期券とあわせて補助対象とします。

Q36: 市外の高校に通学するために、自宅の近くから市内の駅等まで乗り継ぎで利用するデマンドバス又はげろバスと、JR等の通学定期券を併用して申請できますか？

A36: 市外の高校に通学する場合は、自宅や最寄りのバス停等から市内の駅で乗り換えるためのデマンドバスやげろバスの通学定期券の区間は補助対象になりません。
市内の駅等からのJR等の通学定期券のみを補助対象とします。

Q37: 市外の高校に通学するために、中津川市内、関市内のバス停から乗るバスは対象になりますか？

A37: 市内から出発する交通機関がない場合、中津川市加子母地区から東濃方面の高校の最寄り、関市武儀地区から中濃方面の高校の最寄りまでのバス路線は補助対象とします。
その場合は、バス停までの自家用車による送迎は一律5千円の補助対象ではありません。

Q38: 市内通学の区間の通学定期券の購入費が年間4万円に満たない場合の補助はどうなりますか？

A38: 通学定期券の購入費が年間4万円に満たない区間は、一律5千円を補助します。

Q39: 市内通学の区間の通学定期券の購入費から控除額を引くと5千円未満である場合はどうしますか？

A39: 通学定期券の購入費から控除額を引いた差額が5千円未満の区間は、一律5千円を補助します。

Q40: 通学定期券の購入に他の制度から補助金を受けている場合は対象になりますか？

A40: 通学定期券の購入に対して、他の制度から補助金を受けている場合には、その通学定期券の区間は対象になりません。一律5千円を補助します。

Q41: 回数券は補助の対象となりますか？

A41: 回数券は補助の対象となりません。通学が回数券のみの場合は一律5千円を補助します。

Q42: 同一家庭において2名通学者がいる場合は一度に申請はできますか？

A42: お手数ですが、それぞれ1名ごとに申請してください。

Q43:公共交通機関の料金をその都度払いで通学している場合は補助が受けられますか？

A43:通学定期券を購入しない場合の通学に対して、一律5千円を補助します。

Q44:自転車で通学する場合の自転車購入費は補助が受けられますか？

A44:自転車の購入費は対象になりませんが、自転車での通学に対して一律5千円を補助します。

Q45:高校の近所に住んでいますが、徒歩通学でも補助対象になりますか？

A45:高校までの距離に関わらず、徒歩で通学する場合には一律5千円を補助します。

Q46:高校まで保護者が自動車で送迎していますが、補助対象になりますか？

A46:高校までの距離に関わらず、自動車で送迎する場合には一律5千円を補助します。

Q47:市外の高校まで自動車で送迎すると燃料代が多くかかりますが、補助の対象になりますか？

A47:市内と市外に関わらず、自動車で送迎する場合の補助は一律5千円です。

Q48:定時制高校への通学は補助の対象になりますか？

A48:市内の自宅から市外の定時制高校に通学している実績があれば補助対象になります。

Q49:自宅で通信制高校を受講している場合は補助の対象になりますか？

A49:自宅学習を主として継続的な通学の実績がない場合は補助の対象になりません。

ただし、継続的に通学するために通学定期券を購入する場合は補助対象になります。

Q50:専門学校、フリースクール、予備校、学習塾、日本語教育NPO等は補助の対象になりますか？

A50:学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校及び特別支援学校高等部以外の学校その他の教育機関への通学は、補助の申請ができません。

〇〇高等学校のサポート校となる〇〇通信制高校へ通学される方は補助の対象となります。

Q51:補助金を申請したあとに通学定期券を解約したときはどうすればいいですか？

A51:通学方法の変更や高校の休学又は中退などの事由で通学定期券を解約したときは、速やかに下呂市まちづくり推進課に連絡してください。紙の変更申請書を郵送しますので、ご記入いただき、郵送又は窓口への提出により変更申請を行ってください。

Q52:変更申請をした場合には補助金の返還が必要ですか？

A52:申請した内容に変更があり、補助金額が減額される場合には補助金の返還が必要です。

基本的には支給した補助金の全額を返還請求します。

Q53:1年間の通学定期券をまとめて申請したあとに解約したときはどうなりますか？

A53:1年間の通学定期券をまとめて申請した場合は、支給した補助金の全額を返還請求します。

Q54:通学定期券を半年ごとに2回にわけて申請した場合に、年度後半に解約したときはどうなりますか？

A54:通学定期券の購入費に対する補助を半年ごとに申請した場合、年度の後半に通学定期券を解約した事由が発生したときは、2回目に支給した補助金について返還請求します。
1回目の申請は通学している実績があれば有効とします。

Q55:半年は通学定期券を購入し、半年は自動車送迎した場合に通学定期券の購入費に対する補助と一律5千円の補助を併用できますか？

A55:通学定期券の購入費に対する補助と、それ以外の通学方法への補助は併用ができません。
1回目の申請で通学定期券の購入に対する補助を受けた場合は、半年間の補助のみ有効です。
同じく1回目の申請で一律5千円の補助を受けた場合は、5千円の補助のみ有効です。

Q56:半年は通学定期券を購入して補助を受け、半年は市外で下宿した場合には補助は有効ですか？

A56:半年間の通学定期券の購入費に対する補助を受けた期間に、市内から通学している実績があれば、その期間の補助は有効とします。
ただし、1年間の通学定期券の購入費に対する補助を受けたのちに、市内から通学する実績がなくなる事由が発生した場合には、支給した補助金の全額を返還請求します。

Q57:半年は通学定期券を購入して補助を受け、その後に休学や中退した場合は、補助は有効ですか？

A57:半年間の通学定期券の購入費に対する補助を受けた期間に、高校に通学している実績があれば、その期間の補助は有効とします。
ただし、1年間の通学定期券の購入費に対する補助を受けたのちに、休学又は高校に在籍しなくなる事由が発生した場合には、支給した補助金の全額を返還請求します。

Q58:一律5千円の補助を受けた後に市外で下宿した場合には補助は有効ですか？

A58:市内から通学しなくなる事由が発生した場合には、支給した補助金の全額を返還請求します。

Q59:一律5千円の補助を受けた後に高校を休学や中退した場合は、補助は有効ですか？

A59:休学又は高校に在籍しない事由が発生した場合には、支給した補助金の全額を返還請求します。

Q60:やむを得ない事情により長期欠席する場合はどうしたらいいですか？

A60:病気療養等のやむを得ない事情により長期欠席した場合には、高校に在籍していれば補助は有効です。

Q61:申請した内容に変更があっても、変更申請を忘れていた、変更申請を怠っていた場合には補助金はどうなりますか？

A61:変更申請書が提出されない場合であっても、実績の調査や該当する高校や通学定期券の発行者に対する実態確認などにより、申請内容と実態が異なっていた場合には、補助金の返還請求を行います。

Q62: やむを得ない事情により、下呂市内に在住していながら他市町村から住民登録を移すことができません。

どうしたらよいですか？

A62: DV被害等で住民登録地を変更することが困難である方が申請したい場合には、下呂市まちづくり推進課までご相談ください。

Q63: 下呂市内の親戚の家から通学する場合には補助が受けられますか？

A63: 高校生が市内に住民登録しており、親戚が親権者あるいは扶養義務のある未成年後見人、若しくは主たる生計維持者であることが補助を受ける条件になります。

市外に居住する保護者が高校生の生活費を賄っている場合は、下宿と同じ扱いとします。